長崎県市町村福祉振興協議会母子保健健康診査費支払代行業務規程

第１章　総則

（目的）

第１条　この規程は、長崎県市町村福祉振興協議会（以下「協議会」という。）が実施する「市町村の母子保健健康診査費支払代行に関する事業」の実施に関し、必要な事項を定め、適正な事務処理を行うことを目的とする。

（事業内容）

第２条　母子保健健康診査の実施者である長崎県内の市町村（以下「市町村」という。）と協議会が「母子保健健康診査費支払代行業務契約書」により委託契約を締結したとき、市町村からこの協議会が母子保健健康診査費（以下「健康診査費」という。）を受領し、これを関係医療機関に支払うことを主な事業とする。

（事業対象）

第３条　事業の対象は、次のとおりとする。

(1) 実施機関

長崎県内の市町村（長崎市、佐世保市及び諫早市を除く１８市町村）

(2) 医療機関

協議会と委託契約を締結した医療機関

(3) 母子保健健康診査及び健康診査費

ア　妊婦・乳児一般健康診査

イ　産婦健康診査

ウ　妊婦精密健康診査（社会保険診療報酬点数により算定した額から、医療保険各法による負担額を控除した額）

エ　乳児精密健康診査（社会保険診療報酬点数により算定した額から、医療保険各法による負担額を控除した額）

オ　１歳６か月児精密健康診査（社会保険診療報酬点数により算定した額から、医療保険各法による負担額を控除した額）

カ　３歳児精密健康診査（社会保険診療報酬点数により算定した額から、医療保険各法による負担額を控除した額）

第２章　健康診査費の受領並びに支払方法

（健康診査費受領方法）

第４条　健康診査費の受領については、医療機関からの請求があった月の月末までに協議会から市町村へ関係書類（請求書を含）を送付し、市町村はその請求があった日の翌月１５日（休日の場合はその前日）までに協議会へ納付するものとする。

（健康診査費支払方法）
第５条　医療機関からの請求により健康診査費の支払を行う。
２　医療機関は協議会が定める様式により請求書等を作成し、毎月１０日までに前月分を協議会あて提出する。
３　医療機関への支払は、請求書を受理した月の翌月末に支払うものとする。

第３章　事業実施に係る経費の負担

（事業実施に係る経費の負担）
第６条　本事業に係る経費は、実施機関の負担とする。
２　前項の負担額は、前々年度の健康診査件数に３００円を乗じて得た額とする。
３　負担額の納付期日は、当該年度４月末日までに納付するものとする。

第４章　雑則

（会長への委任）
第７条　この規程に定めるもののほか、事業実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（規程の改廃）
第８条　この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附　則
この規程は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則
１　この規程は、平成３０年４月１日から施行する。
２　この規程の改正後の規定は、平成３０年４月１日以降に係る健康診査に係る負担額について適用し、同日前の健康診査件数に対する負担額については、なお従前の例による。

附　則
この規程は、令和６年４月１日から施行し、改正前の負担額については、なお従前の例による。

附　則
この規程は、令和７年４月１日から施行する。